

改正案	現行
<p>（法第三十七条第一項の指定事業者の要件）</p> <p>第八条 法第三十七条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 指定に係る復興推進事業が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物の建築及び賃貸をすること（ロに該当する場合を除く。）。</p> <p>ロ 地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する建築物の建築及び賃貸をすることであつて、内閣総理大臣が定める基準に適合するものとして内閣総理大臣が認めるものであること。</p> <p>2 指定に係る復興推進事業が法第二条第三項第二号イに掲げるものである場合における前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「第一号から第四号までに」とする。</p> <p>（法第三十七条の規定による指定事業者の指定の申請手続等）</p> <p>第十条 指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二の四による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを</p>	<p>（法第三十七条第一項の指定事業者の要件）</p> <p>第八条 法第三十七条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第三十七条の規定による指定事業者の指定の申請手続等）</p> <p>第十条 指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二の四による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを</p>

認定地方公共団体に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第八条第一項各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の別記様式第二の五による宣言書

四 (略)

2～5 (略)

6 指定事業者である法人について合併又は分割があったときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第八条第一項各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7 (略)

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して十年（当該指定の日が法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までである場合には、十五年）を超えない範囲内で変更することができる。

9～12 (略)

13 指定に係る復興推進事業が法第二条第三項第二号イに掲げるものである場合における第一項第三号及び第六項の規定の適用については、

第一項第三号及び第六項中「第八条第一項各号」とあるのは「第八条

第一項第一号から第四号まで」とする。

認定地方公共団体に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第八条各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の別記様式第二の五による宣言書

四 (略)

2～5 (略)

6 指定事業者である法人について合併又は分割があったときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第八条各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7 (略)

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して十年を超えない範囲内で変更することができる。

9～12 (略)

(新設)

(法第三十九条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)

第十六条 (略)

2～7 (略)

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して六年(当該指定の日が法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までである場合には、十一年)を超えない範囲内で変更することができる。

9～12 (略)

(法第四十条第一項の指定法人の要件)

第十七条 法第四十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 次のイ又はロに該当するものであること。

イ 指定(法第四十条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。)を受けようとする事業年度又は連結事業年度において当該指定に係る復興推進事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価額の合計額(以下口において単に「取得価額の合計額」という。)が三億円以上(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の四第二項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法

(法第三十九条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)

第十六条 (略)

2～7 (略)

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して六年を超えない範囲内で変更することができる。

9～12 (略)

(法第四十条第一項の指定法人の要件)

第十七条 法第四十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 指定(法第四十条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。)を受けようとする事業年度又は連結

事業年度において当該指定に係る復興推進事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価額の合計額が三億円以上(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の四第二項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人であ

第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。以下この号において単に「中小企業者等」という。）については、三千万円以上）であること、又は三億円以上（中小企業者等については、三千万円以上）になることと見込まれること。

ロ 中小企業者等であつて、指定を受けようとする日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日から当該開始の日以後三年を経過する日までの間において取得価額の合計額が五千万円以上になると見込まれること（イに掲げるものを除く。）。

四〇十（略）

2（略）

（法第四十条の規定による指定法人の指定の申請手続等）

第十九条（略）

2〇4（略）

5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して十五年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6・7（略）

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して十五年を超えない範囲内で変更することができる。

る農業協同組合等を含む。以下この号において単に「中小企業者等」という。）については、三千万円以上）であること、又は三億円以上（中小企業者等については、三千万円以上）になると見込まれること。

四〇十（略）

2（略）

（法第四十条の規定による指定法人の指定の申請手続等）

第十九条（略）

2〇4（略）

5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して二十年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6・7（略）

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して二十年を超えない範囲内で変更することができる。

9
5
12

(略)

9
5
12

(略)

別記様式第2の1（第9条関係）

8. 建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項（これらの規定のうち第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業が、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号イ その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

〇〇

(ロ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号ロ 内閣総理大

別記様式第2の1（第9条関係）

8. 建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の2第1項若しくは第2項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項（これらの規定のうち第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

〇〇

臣の認定の有無

有・無

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものとして震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の2第2項第1号イ若しくは第2号イ、第17条の2第1項第1号イ若しくは第2号イ又は第22条の2第1項第1号イ若しくは第2号イに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

〇〇㎡

(ロ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ロ、第17条の2第1項第1号ロ又は第22条の2第1項第1号ロに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数〇、屋上広場 有・無

(ハ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ハ若しくは第2号ロ、第17条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロ又は第22条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロに掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築

(2) 次に掲げる要件を満たすものとして震災特例法第10条の2第1項若しくは第2項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の2第2項第1号、第17条の2第1項第1号又は第22条の2第1項第1号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

〇〇㎡

(ロ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第2号、第17条の2第1項第2号又は第22条の2第1項第2号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数〇、屋上広場 有・無

(ハ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第3号、第17条の2第1項第3号又は第22条の2第1項第3号に掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設

物整備事業区域」という。) 内において整備される公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

〇〇%

(二) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ニ若しくは第2号ハ、第17条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハ又は第22条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハに掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

〇〇百万円

(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

〇〇%

(二) 震災特例法施行令第12条の2第2項第4号、第17条の2第1項第4号又は第22条の2第1項第4号に掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

〇〇百万円

別記様式第2の4（別紙）（第10条関係）

6. 建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項（これらの規定のうち第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業が、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号イ その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

〇〇

(ロ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号ロ 内閣総理大

別記様式第2の4（別紙）（第10条関係）

6. 建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の2第1項若しくは第2項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項（これらの規定のうち第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

〇〇

臣の認定の有無

有・無

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものとして震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の2第2項第1号イ若しくは第2号イ、第17条の2第1項第1号イ若しくは第2号イ又は第22条の2第1項第1号イ若しくは第2号イに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

〇〇㎡

(ロ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ロ、第17条の2第1項第1号ロ又は第22条の2第1項第1号ロに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数〇、屋上広場 有・無

(ハ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ハ若しくは第2号ロ、第17条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロ又は第22条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロに掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築

(2) 次に掲げる要件を満たすものとして震災特例法第10条の2第1項若しくは第2項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の2第2項第1号、第17条の2第1項第1号又は第22条の2第1項第1号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

〇〇㎡

(ロ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第2号、第17条の2第1項第2号又は第22条の2第1項第2号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数〇、屋上広場 有・無

(ハ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第3号、第17条の2第1項第3号又は第22条の2第1項第3号に掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設

物整備事業区域」という。) 内において整備される公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

〇〇%

(二) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ニ若しくは第2号ハ、第17条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハ又は第22条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハに掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

〇〇百万円

(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

〇〇%

(二) 震災特例法施行令第12条の2第2項第4号、第17条の2第1項第4号又は第22条の2第1項第4号に掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

〇〇百万円

別記様式第2の5（第10条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印

私（当社）は、東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項各号に掲げる指定事業者の要件に該当することを宣言します。

注 「第8条第1項各号」は、指定に係る復興推進事業が法第2条第3項第2号イに掲げるものである場合は、「第8条第1項第1号から第4号まで」とすること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の5（第10条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印

私（当社）は、東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条各号に掲げる指定事業者の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の6（第10条関係）

指定書

年 月 日

年 月 日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する「指定事業者」として、指定します。

記

東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項各号に該当すること。

(1)～(4) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項各号に掲げる指定事業者の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

注 「第8条第1項各号」は、指定に係る復興推進事業が法第2条第3項第2号イに掲げるものである場合は、「第8条第1項第1号から第4号まで」とすること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の6（第10条関係）

指定書

年 月 日

年 月 日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する「指定事業者」として、指定します。

記

東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条各号に該当すること。

(1)～(4) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条各号に掲げる指定事業者の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の2（第18条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの復興推進事業に係る実施状況報告を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法施行規則第18条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

1. 指定を受けた事業年度
2. 再投資等準備金の積立てをすることが可能となった事業年度
3. 認定の概要

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の2（第18条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの復興推進事業に係る実施状況報告を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法施行規則第18条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の4（第19条関係）

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. ～ 3. (略)

4. 再投資等準備金の積立てをすることが可能となる見込みの事業年度

5. 指定法人事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の4（第19条関係）

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. ～ 3. (略)

4. 指定法人事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の6（第19条関係）

注1 （略）

- 2 （8）は、指定する法人が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第2項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第68条の9第2項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の6の7に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。）の場合は、「本事業年度又は連結事業年度において復興推進事業の用に供する設備投資に関する取得価額が3千万円以上であること、又は3千万円以上（又は本事業年度若しくは連結事業年度開始の日から当該開始の日以後3年を経過する日までの間において5千万円以上）になると見込まれること。（再投資等準備金の積立てをすることが可能となる見込みの事業年度 ○○年度）」とすること。

3 （略）

別記様式第5の6（第19条関係）

注1 （略）

- 2 （8）の「3億円以上」は、指定する法人が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第6項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第68条の9第6項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の2に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。）の場合は、「3千万円以上」とすること。

3 （略）